

鎌ケ谷市公告第 9 9 号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び鎌ケ谷市財務規則（昭和 5 8 年鎌ケ谷市規則第 5 号）第 1 0 4 条の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

鎌ケ谷市長 芝田 裕美

1 入札に付する事項

(1) 工事名	防犯カメラ設置工事
(2) 工事場所	鎌ケ谷市の指定する場所
(3) 工事期間	契約締結後から 8 4 日間
(4) 工事概要	鋼管柱設置 3 基 屋外用防犯カメラ設置 3 基 配管、配線工事 1 式
(5) 予定価格	金 4, 9 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(6) 最低制限価格	金 4, 3 3 6, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含まない)
(7) 入札方法	本入札は、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日において、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 基本的要件	① 鎌ケ谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されている者 ② この公告の日から開札の日までに鎌ケ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程（平成 7 年鎌ケ谷市訓令第 1 5 号）に基づく指名停止措置を受けていない者 ③ この公告の日から開札の日までに鎌ケ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱（平成 2 8 年鎌ケ谷市告示第 1 2 号）に基づく措置要件該当者に該当していない者 ④ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定のほか、次の各項目に該当しない者であること。 ア 手形交換所または電子交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は開札日前 6 か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者 イ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手
-----------	--

	続開始決定がされていないもの ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの ⑤ 次の届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。） ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務 イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務 ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
(2) 地域要件	鎌ヶ谷市内に本店を有する者
(3) 工種	電気工事
(4) 許可区分	当該工種について一般又は特定建設業の許可を有する者
(5) 等級格付	鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に電気工事で等級格付 A・B・C ランクで掲載されている者
(6) 配置予定技術者	当該工種における建設業法で定める主任技術者又は監理技術者を適切に配置（開札の日において、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）すること。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次の提出書類を電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申請期間	令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 3 時から 令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 3 時まで
(2) 申請方法	電子入札システムにより申請すること。
(3) 提出書類	① 競争入札参加資格確認申請書（電子入札システムにより自動作成） ② 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査型） ③ 配置予定技術者の保有資格が判るものの写し ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（講習修了証を含む）の写し（表・裏） ④ 配置予定技術者の恒常的雇用関係を証明できるものの写し （例）監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可） ※③の監理技術者資格者証に、申請業者と同一の社名が記載されている場合は省略可とする。
(4) 入札参加資格の確認結果通知	入札参加申請をした者に対して、令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 5 時までに、電子入札システムにより競争入札参加資格確認通知書を通知する。 ただし、本通知書は、入札参加資格を有すると仮定し

	て送付するものであり、全ての入札参加資格要件を確認及び承認したものではない。 なお、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。
--	---

4 設計図書等の閲覧

(1) 設計図書を示す場所	ちば電子入札システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。
(2) 設計図書等を示す期間	この公告の日から開札の日まで
(3) 設計図書等の入手方法	入札情報サービスの「入札予定（公告）」からダウンロードすること。

5 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、市指定の質問書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。この場合、必ず電話により着信確認を行うこと。

(1) 受付期限	令和8年9月7日（月）午前10時まで
(2) 送付先メールアドレス	keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp
(3) 回答方法	令和8年9月8日（火）午後3時までに入札情報サービスの「入札予定（公告）」に掲載する。

6 入札

(1) 入札期間	令和8年9月9日（水）午前8時30分から 令和8年9月11日（金）午前11時まで
(2) 入札方法	電子入札システムにより入札書を提出すること。 なお、入札に際し、必ず入札金額内訳書を電子入札システムのファイル添付機能により提出すること。
(3) 入札金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4) 入札金額内訳書	入札情報サービスの当該案件に添付している市指定様式にて作成すること。
(5) 入札保証金	免除

7 開札

(1) 開札日時	令和8年9月11日（金）午後1時20分
(2) 開札場所	鎌ヶ谷市役所総務企画部契約管財課
(3) 開札方法	電子入札システムにより行う。
(4) 入札の無効	① 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書 ② 年間委任状にある受任者以外の代理人が入札した入札書

	③ 所定の入札保証金を納付していない者又は保証金に代わる担保を提供しない者のした入札（免除の場合を除く。） ④ 必要事項を欠く入札書 ⑤ 明らかに連合であると認められる入札書 ⑥ 電子認証書を不正に使用した入札書 ⑦ 入札金額内訳書（当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。）の提出のない入札書 ⑧ 提出された入札金額内訳書（当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。）が、次のいずれかの場合である入札書 ア 入札金額内訳書の記載事項に重大かつ明白な不備がある場合 イ 入札金額内訳書の金額と入札書のアmountが異なる場合 ウ 市が指定した入札金額内訳書以外の用紙を提出した場合 ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札
(5) 入札に関する留意事項	① 入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施して、落札候補者を決定する。

8 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定	本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者として決定する。
(2) 落札の保留	開札後、落札者の決定を保留し、開札日の午後5時までに、電子入札システムにより保留通知書を送付する。
(3) 入札参加資格の審査	落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムにより提出された書類に基づいて行う。 ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は提出書類に変更等がある場合、令和8年9月11日（金）午後5時までに当該書類を鎌ケ谷市総務企画部契約管財課まで再提出することができる。
(4) 落札者の決定	落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。 ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格がある者を確認できるまで審査を行い、落札者を決定する。

	なお、落札者決定後、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。
(5) 入札参加資格がない場合の措置	資格審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について、入札参加資格がないと通知を受けた日から起算して5日以内（市の休日を除く。）に、書面により鎌ケ谷市総務企画部契約管財課に説明を求めることができる。 回答は、説明を求められた日から3日以内（市の休日を除く。）に書面により行う。

9 契約の締結

(1) 契約締結時期	落札者は、落札の決定後、原則として5日以内（市の休日を除く。）に契約を締結しなければならない。
(2) 契約保証金	落札者は、契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。 なお、落札者が鎌ケ谷市財務規則第125条第2項及び第3項各号に該当する保証を付した場合は、免除とする。
(3) 支払条件	① 前払金 有（契約金額の100分の40以内（10万円未満切捨て）） ② 中間前払金 有（契約金額の100分の20以内（10万円未満切捨て）） ③ 部分払 無

10 留意事項

(1) システム障害等	① 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、入開札の延期又は紙入札への移行をすることがある。 ② 入札参加者のシステムに障害等やむを得ない事態が生じた場合は、本市の承諾を得て、紙入札へ移行することができる。
(2) 異議申立て	① 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ② 本市の都合によるとき又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、入開札を延期し、又は取りやめることができる。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。
(3) 紙入札での参加	紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認めるものとする。 また、入札参加者について、鎌ケ谷市入札参加資格者名簿の記載事項（所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入

	札への移行手続きを行うものとする。
(4) その他	① 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。 ② 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。 ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。 ③ 提出された入札参加資格確認資料は、返却しない。 ④ 特定建設共同企業体による入札は、採用しない。 ⑤ 入札参加申請をした者は、入札の執行が終了するまで公表しない。 ⑥ この公告に記載する以外の事項については、鎌ケ谷市電子入札約款及び鎌ケ谷市電子入札システム運用基準のとおりとする。

1 1 担当

(1) 事業担当課	鎌ケ谷市都市建設部道路河川整備課 鎌ケ谷市市民生活部安全対策課 鎌ケ谷市生涯学習部学校教育課学務保健室
(2) 入札執行担当課	鎌ケ谷市総務企画部契約管財課 (電話) 047-445-1090 (直通) (ファクシミリ) 047-445-1400 (代表) (メールアドレス) keiyaku@city.kamagaya.chiba.jp